

鳥取市立病院A重油納入仕様書

- 1 品名 A重油（J I S 1種2号）
- 2 納入場所 鳥取市的場一丁目1番地 鳥取市立病院
地下貯蔵タンク 15キロリットル 2基
- 3 納入期間 平成30年8月1日から平成30年11月30日まで
- 4 予定購入数量 140キロリットル ※購入数量は予定であり、購入を保証するものではない。
- 5 納入方法等
 - (1) 発注者は原則納入希望日の2日前までに受注者に連絡することとし、受注者は発注者が指定する日時に遅滞なく納品すること。
 - (2) 納入条件は次のとおりとする。
 - ・納入単位 1回当たり14キロリットル程度
 - ・納入方法 大型ローリーで搬入すること。
 - ・その他 別紙搬入図面を参考に、現地確認等を行ったうえで、安全に進入が可能な車両を使用すること。また、病院敷地内では、徐行運転を行い、事故のないよう注意すること。
 - (3) 納入作業は、受注者（危険物取扱有資格者）と発注者又は発注者から指示を受けた者の両者立会の下に行うこと。
 - (4) 納入時に、試験成績表（代表性状）を提出すること。
- 6 価格の変更

市場価格の変動により契約金額の3%以上の価格の増減が生じた場合、双方協議の上、契約金額の変更を行うものとする。

市場価格の変動とは、原則として燃料油脂新聞に掲載される石油製品元売各社の仕切り改定の平均値を用いることとする。
- 7 代金の支払
 - (1) 受注者は、当月分を合計して得た金額により作成した請求書を発注者に提出することにより代金を請求することとする。
 - (2) 発注者は、特別な理由がない限り請求のあった日から40日以内に代金を受注者に支払うものとする。
- 8 その他

受注者は、災害時には、別で締結する「災害時における燃料供給の協定書」に基づき、優先的に納入を行う。

災害時における燃料供給に関する協定書

鳥取市立病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時の燃料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、燃料の優先供給を実施し、患者及び地域住民の生命を守るため継続して医療の提供を行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めた場合は、乙に対して、燃料の優先供給の提供を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は甲の要請を受けたときは、速やかに燃料供給に協力するものとする。

（供給燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料はA重油とする。また、必要に応じて乙が取扱可能な他の石油製品（ガソリン、軽油及び灯油等）についての供給を要請することがある。

（燃料等の価格）

第5条 甲が乙に支払う燃料の価格は、原則として災害発生直前における燃料小売価格（A重油は契約価格）を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者等）

第6条 乙は災害時に支障を来たさないよう、甲にあらかじめ連絡責任者、給油所等の名称、所在地、連絡体制、連絡方法等を記入した報告書（様式1）を提出するものとする。

2 乙は前項の規定により報告した事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年11月30日までとし、甲乙いずれかの申出がない場合は、期間満了日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

なお、この協定締結後に乙がA重油納入者でなくなった場合においても、乙はその時点での納入者が被災する等の非常事態が生じた際には、甲からの要請を受けて可能な限り支援するものとする。

(解除)

第8条 甲または乙において、協定を継続できない事由が発生した場合は、甲乙協議うえこの協定を解除できるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成30年8月1日

甲 鳥取県鳥取市的場一丁目1番地
鳥取市立病院
鳥取市病院事業管理者
平野文弘 印

乙
印

様式1（第6条関係）

平成30年8月1日

連絡責任者等報告書

鳥取市立病院
鳥取市病院事業管理者
平野文弘様

印

災害時における燃料供給等に関する協定書第6条の規定に基づき、下記のとおり連絡責任者等について報告します。

記

1 連絡責任者
2 給油所等の名称
3 所在地及び連絡先
4 所要時間（要請から到着）
5 その他